



# 「こどもの詩と絵」第30集 表彰式・発刊記念集会

兵教組は、子どもたちが普段の生活や体験のなかから、自分が見たこと、感じたこと、考えたことなどを「詩と絵」とおして表現した作品集「ひょうごこどもの詩と絵」発刊のとりくみを続けてきた。兵庫の教育をゆたかにする大切な継続的事業として、記念すべき30周年を迎えた。近年、子どもたちをとりまく社会環境や自然環境が大きく変化し、子どもたちの「生きる力」の育成が難しくなっているといわれている。「こどもの詩と絵」には子どもたちの素朴で生き生きとした作品がたくさん掲載されている。この本が、学校や家庭で読まれ語られ、人々に元気や癒しや励ましを与えるものとなることを期待する。



兵教組は、3月7日(日)に「ひょうごこどもの詩と絵」第30集、表彰式・発刊記念集会をラッセホールでおこない、子ども・保護者、教職員など約500人が参加した。

集会のオープニングでは、兵庫教育文化研究所音楽部会の山内美千代さん(三田・松が丘小)と水谷やよいさん(加西・北条小)によるミニコンサートがおこなわれ、会場の子どもたちとともに「さんぽ」と「あしたは晴れる」が歌われ、盛り上がった雰囲気の中はじまった。入選者の代表に賞状が手渡され、子どもたちによる絵の紹介や詩の朗読がおこなわれ、会場の共感を呼んだ。

【ザリガニとあそぼう】  
三木市自由が丘小学校一年 高橋 遥子



発刊記念集会には、入選した子どもとその家族・指導者等あわせて約500名が出席した。(3月7日、ラッセホールで)

30集に詩108篇、絵183点が掲載されている。詩人の直原弘道さんから「ひょうごこどもの詩と絵」の30年を振り返り、発刊のとりくみを直原さんの視点から、時代背景をまじえて寄稿頂いている。その中には、子どもたちへの詩の指導について、①あくまでも子どもたちの生活を見つめる目にこだわる。②書きっぱなしではない、日本語としての表現や表記への指導を大切にしたい。③子ども自身が意見や感想をのべあう場を持つことを大切にしたい。といった、30年間子どもの作品を見てきた体験の中から感じられたことが綴られている。(詳細は「こどもの詩と絵第30集」特別寄稿(二)参照)

ここでは、第30集の中から詩と絵数点を紹介する。今後は教育ひょうごの紙面上で順次紹介していく。



「こどもの詩と絵と絵 第30集」表紙の絵  
「ならんでならんで」香美町香住小学校二年 山田 明日香

## 友達

私が一番楽しいと思うのは友達といっしょに何かをすること。その友達がいるのは、学校だ。学校へ行けば、色々な性格の人がいる。やんちゃな人、おとなしい人、勇気のある人、よわむしの人、おもしろい人、いじっぱりな人、たまに意見が違ってしまう人、そんな友達がかつてけんかをして、私に一番大事だ。

宝塚市長尾南小学校 奥田 茜 五年

## ぼくをおもちやにする

ぼくがふくれたとき、せんせいは、ぼくのほっぺたをぶしゅつとする。「やめてくれえ。」といってもせんせいはやるよ。ぼくが、それだまたふくれちゃったよ。せんせいは、すきを見てぶしゅつとするよ。ぼくのほっぺたであそばないでよ。

福崎町八千種小学校一年 轟 ことせ

(選者のことばより) 教室でのぼくと先生のしぐさや表情まで浮かび上がってきて、思わず微笑んでしまいます。中道保子さん(協力研究所員)

## みかん

りんごのように素直に赤くはなれませんが、甘くもなれませんが、酸っぱい木に実っているけど、いつも酸っぱい思いばかり

神戸市飛松中学校 西尾 光暉 三年

## なんでやねん

ぼくの手が当たってジュースがこぼれた。「なにしょんえい」と、お母さんにおこられた。弟のそばがみそしるをひっくり返した。「もーおー」と、お母さんはまたおこった。ほんでも、お母さんがコーヒーをこぼしたら「あっちゃー」と言っておわり。だれもおこらない。なんでやねん。

姫路市坊勢小学校 小林 駿太 三年



「大きな木のある学校」  
赤穂市塩屋小学校六年(作品は五年時) 大谷 葵

※「こどもの詩と絵」第30集は、頒価500円でお分けしています。希望される方は兵庫県教職員組合(0500-353812346)までお問い合わせください。

# 公務員(教職員)訴訟対応保険

(教職員特約条項付帯公務員賠償責任保険)のご案内

いずれにも対応!

民事訴訟

損害賠償金

争訟費用

初期対応費用

住民訴訟

想定外の事態にご自身を守る制度です

個人の権利意識の高まりとともに、教職員が教育活動の遂行に関して損害賠償を請求される事例が増えてきています。その場合、自治体のみならず教職員個人も訴えられるケースが増加しています。個人として負担する損害賠償金や弁護士費用等の争訟費用の負担に備える保険として、ぜひご加入ください。

公務員(教職員)訴訟対応保険の特長

- ① 対人事故や対物事故のほか、名誉棄損などの損害賠償請求も補償の対象となります。
- ② 弁護士費用などの争訟費用を先払いすることができます。(引受保険会社の事前の同意が必要となります)
- ③ 住民訴訟にも対応しています。
- ④ 児童・生徒・学生に対する見舞金および事故の初期対応に要する費用(交通費・通信費、現場保存費用などの初期対応費用)をお支払いします。([「保険加入者」]の業務行為を直接の原因とした児童生徒の対人事故に限りです)
- ⑤ 保険加入をしていた在職中の行為に対して、退職後に損害賠償請求された場合であっても、退職日以降5年間の損害賠償請求については、お支払いの対象となります。(退職の年度末まで継続してご加入された場合に限りです)

補償金額と保険料(保険期間1年間)

	プランA	プランB	プランC	
支払限度額 (1請求・保険期間中)	損害賠償金	5,000万円	3,000万円	500万円
	争訟費用	500万円	300万円	500万円
	初期対応費用	50万円	50万円	50万円
年払保険料	7,530円	6,470円	4,050円	
月払保険料	690円	590円	370円	

